

**社会福祉法人 悠人会 中第3地域包括支援センター
介護予防支援事業運営規程**

制 定：平 24. 4. 1

(事業の目的)

第1条 中第3地域包括支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び基準に関する事項を定め、事業所の保健師等が、要支援者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態になった場合においても、状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等において、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 中第3地域包括支援センター

所在地 堺市中区東山 841 番地 1（ベルファミリア内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 職員の職種

ア 主任介護支援専門員

イ 社会福祉士等

ウ 保健師等

(2) 職員の員数

職員の員数について必要な事項は、理事長が別に定める。

(3) 職務の内容

ア 被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じて、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う。

イ 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

ウ 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う。

エ 要支援者等からの相談に応じ、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等その他の便宜の提供を行う。

オ 被保険者が要支援・要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるように必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から翌年の1月3日までの日は休業とする。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)に定める取扱方針を遵守するものとし、指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの介護予防サービス計画作成依頼等に対する相談対応

(2) 課題分析

ア 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

イ 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援した上で、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びそのサービスの達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を立案する。

(4) サービス担当者会議等の実施等

介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 介護予防サービス計画の確定

保健師等は、介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により両者の同意を得るものとする。

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握、計画の達成状況についての評価を行うと共に、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(利用料等)

第7条 介護予防支援の利用料その他の費用は次のとおりとする。

(1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

(2) 提供した指定介護予防支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

(3) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、堺市中区久世・深阪・西陶器・東陶器・福田校区とする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 本事業所は、介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 任用時研修 任用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。
- 6 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は堺市地域介護サービス運営協議会に諮り、その意見を踏まえて定めるものとする。

(介護予防支援業務の委託について)

第10条 事業者が、介護予防支援業務を委託する場合の取り扱いについて、以下のとおり定める。

- (1) 事業者は第6条第2項から第6項までの業務について、要件を満たすものとして財団法人堺市福祉サービス公社が認めた居宅介護支援事業者に委託を行うことができる。
- (2) 委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、利用者の希望を可能な限り尊重するものとする。
- (3) 委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、公平・中立の立場で行うものとする。
- (4) 事業者からの委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が業務を行う場合においても、この運営規程を遵守させるものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

(苦情処理)

- 第12条 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第六項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催または参加するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 11 月 25 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以 上